

委員会提出議案第4号

西条市議会会議規則の一部を改正する規則について

西条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月30日提出

西条市議会議会運営委員会委員長 児玉千春

西条市議会会議規則の一部を改正する規則

西条市議会会議規則（平成16年西条市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報通信端末機器の使用)</p> <p>第156条の2 議員及び事務局職員は、情報通信端末機器（議長が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。）を会議等において使用することができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、市長その他関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>	<p>(情報通信端末機器の使用)</p> <p>第156条の2 議員及び事務局職員は、情報通信端末機器（議長が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。）を会議等において使用することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由
口頭說明